

京都市上下水道局告示第33号

平成18年度に締結が見込まれる「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)の規定が適用される物品等及び特定役務の調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」といいます。)に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、次のように定めます。

平成17年12月12日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 調達が見込まれる物品等及び特定役務の種類

(1) 物品等

電気機械・器具, 測定機器・理科機器・医療機器, 繊維・皮革・ゴム製品, 薬品・塗料・燃料, 上下水道用資材・器材, 清掃, 貸物(リース)・会場設営, 運搬, 電力, その他

(2) 工事

土木一式工事, 建築一式工事, 電気工事, 水道施設・機械設備工事, 鋼構造物工事, その他工事

(3) 測量・設計等

設計コンサルタント他

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加しようとする者は, 管理者が必要と認める場合を除き, 次に掲げる資格を有する者とします。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること（ただし、電力の供給の場合を除く。）。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 建設工事の請負に係る競争入札に参加しようとする者にあつては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでおり、かつ、同法第27条の23第1項の規定による審査（経営事項審査）を受けていること。

ク キに定めるもののほか、法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

なお、京都市上下水道局が実施する、平成18年度及び平成19年度における物品の製造の請負又は買入れその他の調達契約、並びに平成18年度から平成21年度における建設工事（建設業法第2条第1項に定める建設工事をいいます。）の請負等の契約及び測量、設計業務等の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格審査の申請において適格と認められ、京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿に登載された者は、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、本告示による新たな申請は必要ありません。

(2) 競争入札に参加しようとする者に、次のいずれかにより営業の承継があつた場合においては、上記(1)イからカまでに掲げる資格について、前営業者の資格を承

継するものとみなします。

ア 相続したとき。

イ 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表取締役役に就任したとき。

ウ 会社が解散し、会社の代表取締役がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。

エ 会社が合併し、合併前のいずれかの会社の代表取締役が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の代表取締役に就任したとき。

オ 会社がその組織を変更し、他の種類の会社となったとき。

カ その他管理者が必要と認めるとき。

3 資格審査について

競争入札参加資格審査については、京都市、京都市交通局及び京都市上下水道局（以下「3局」という。）が共同して行います。

(1) 資格の種類

「物品」、「工事」、「測量・設計等」の3種類で、申請書類はそれぞれ異なります。

(2) 申請書類等

「物品」は、3局共通資格となりますので、1部提出することで、3局に共通申請となります。「工事」、「測量・設計等」は共通資格とはなりませんので、申請する資格ごとに3局から申請先を選択することとします。

(3) 入手方法

申請書類は京都市上下水道局のホームページからダウンロードできます。

なお、京都市上下水道局総務部用度課においても配布します。

(4) 申請受付の時期

平成17年12月12日から平成19年3月31日までの午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで随時に受け付けします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除きます。

(5) 申請受付の場所

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(6) 提出書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ その他管理者が別に定める書類

(7) 作成に用いる言語等

ア 申請書類等は、日本語で記入してください。外国語で記載したものは、日本語の訳文を添付してください。

イ 申請書類等の金額表示は、外国貨幣額によるものは邦貨額に換算して記入してください。

(8) 郵送の場合は、書留郵便によるものとします。

4 結果通知

競争入札参加資格審査結果通知書により、その結果を通知します。

5 資格の有効期間

審査の結果を通知した日の翌日から平成19年3月31日まで

6 その他

資格取得後、申請した内容（代表者、受任者、担当者、住所、使用印鑑等）に変更が生じたときは、申請先に速やかに書面で届け出てください。

また、京都市上下水道局競争入札参加停止取扱要綱に該当する事由が生じた場合等についても速やかに報告してください。

7 問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町1 2 番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

電話 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)